

平成29年度第1回行政評価委員会 会議録

日 時：平成29年7月6日（水）18時30分～20時00分

場 所：伊予市庁舎4階大会議室

出席者：妹尾克敏委員、倉澤生雄委員、管谷ゆかり委員、佐藤宏美委員、西田和眞委員、木本敦委員

事務局（空岡・小笠原・岡井）

傍聴者：なし

- 1 開会
- 2 委嘱状交付
- 3 市長挨拶
- 4 委員紹介

伊予市行政評価委員会規則第3条第1項第1号委員〔学識経験者〕

松山大学法学部教授 妹尾克敏

松山大学法学部教授 倉澤生雄

同規則第3条第1項第2号委員〔公募による市民〕

管谷ゆかり

佐藤宏美

同規則第3条第1項第3号委員〔市長が認めた者〕

税理士 西田和眞

公認会計士・税理士 木本 敦

5 議事

(1) 委員長選出

(2) 副委員長選出

(事務局)

本委員会は、伊予市行政評価に関する条例（以下「条例」という。）及び伊予市行政評価委員会規則（以下「規則」という。）に基づき運営する。

行政評価は、条例第1条にあるとおり、市が行う施策及び事務事業に関し、自ら合理的、客観的かつ成果を重視した行政活動を推進するとともに、住民への説明責任を全うする観点から、行政活動の評価に関する情報を公開し、情報を共有することにより市民参画型の行政を推進することを目的としている。その第6条において、行政評価委員会を置き、市長の諮問に応じ、市が行う行政評価に関し、調査審議いただくこととしている。規則第3条にあるとおり、委

員会委員は6人以内とし、市長が委嘱するとある。この規則に則り、先ほど委嘱したところである。ここで規則第4条に基づき、委員長及び副委員長の選出を互選によりお願いしたい。

[次のとおり決定]

委員長 妹尾克敏
副委員長 西田和眞

(3) 説明事項

(委員長)

時間の節約をしたいので、早速議事を進める。議事の(3)説明事項について、①から④まで一括で事務局から説明願いたい。

(事務局)

①**行政評価委員会**について。委員会の任務は規則第2条のとおり、行政評価の計画的かつ着実な推進を図り、もって成果を重視する行政の推進とともに、市の行政活動を市民に説明する責務を全うすることを目的としている。委員構成は規則第3条にある1号から3号までの者から6人以内とし、委員の任期は2年である。会議は委員の半数以上の出席が必要であり(規則第5条)、必要があると認めるときは、議事に係る関係者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類を求めることができる(規則第7条)。この条項に基づき、ここ数年事務事業の担当者に出席を求め、説明並びに質疑応答を行っている。

②**行政評価制度**について。市は、予算を伴う事務事業全てを対象として行政評価を行っている。評価手順としては、自己判定(担当者)、一次判定(所属長)、二次判定(部長等)と進み、最終判断(経営者会議)がなされる。一次判定まで完了した事業については、一旦市民に公開(7月1日~31日)し、意見を募集する意見公募という手続きを行っている。こちらは現在市役所の市政コーナーやホームページに掲載しており、意見募集中である。昨年までのシステムと大きく変わっている点として、今回所属長による事業の方向性という項目を新設した。このことにより、一次判定段階で事業の一定の方向性が示されることとなる。一次判定終了後には、部長等による二次判定が行われ、ここで事務事業のあり方について、経営者レベルでの方向性が判断されることとなる。中でも事務事業の廃止や縮小、特に重要な事業については、外部の視点からの意見を求めるということで、本行政評価委員会にて意見を伺うことになっている。また自己判定や一次判定において評価が低い事業についても、なにが

しか問題があると思われることから、同様に行政評価委員会で意見を伺うこととしている。行政評価委員会で頂いた意見は、市長に答申という形で示される。その内容を踏まえて、経営者会議にて事務事業の最終方向性を決める。それらの結果をもって、職員への通知あるいは方向性の変更、議会への報告、そして市民への公表としている。

③行政評価フローについて。昨年の行政評価委員会では、平成28年7月から10月にかけて34事務事業の審議をいただいた。この結果に基づいた経営者会議にて最終判断が行われ、12月定例議会において報告をしている。その内容が27年度事務事業における行政評価結果報告書である。また、委員会でいただいた意見については、別冊の平成28年度外部評価結果にまとめている。

職員においては、平成28年4月から担当責任者を確定し、その後事務事業シートの基本情報の入力を進めている。その後上半期が終わる10月頃に中間評価を行っている。今年度に入り、現時点では意見公募を行っている段階である。昨年度から新たにスタートした第2次伊予市総合計画には、5つの基本目標と、それにぶら下がる24の基本施策があり、各基本施策の中から特に重要と思われる事務事業、また二次判定者の判断により外部評価に諮ることが望ましい事業、その他評価の低い事業が本年度の行政評価委員会にて審議いただくこととなる。行政評価委員会の審議が終了する11月頃に経営者会議を行う。事務事業の最終的な方向性が決まれば、12月にある議会に報告すると同時に、市民への評価結果の公表となる。

④行政評価の手法について。平成28年度外部評価結果から一例を挙げて説明する。昨年度まで第1次伊予市総合計画に基づく内容であったため、今年の評価シートとは若干異なる。担当部局は、事務を担当する課であり、説明の際はこの担当課が来て説明を行うこととなる。担当課からは、事務事業の対象や目的、内容など事業の概要を説明する。次に年間にかかった直接事業費とその内訳、人件費等について説明を行う。事務量に人工数（にんくすう）とある。この1人工は、職員1人分の事務作業とお考えいただきたい。この直接事業費と人件費の合計、つまりどれだけの金額がこの事業にかかっているかがここで示される。また、事業の目的や内容を達成するため、1年間でどういうことをやってきたかが、事業活動の実績（活動指標）で示される。別に成果指標というものがある。これは事業を行うに当たり、年間の成果目標を立て、それに向かって進捗を進めることにより、具体的な事業展開が図れるということで、この成果指標を掲げて1年間事業を実施することとしている。事業実施後には、自己評価及び一次評価において、事務事業の妥当性、有効性、効率性の判断、そ

して事業に当たっての課題認識を記載することとなる（今年度から自己判定、一次判定、二次判定と変更）。ここまで担当者がかいつまんで説明を行う。その説明内容あるいは事前にシートを送付した際に疑問に思われたこと、不明に思われたことなど、委員それぞれに異なる視点があろうかと思う。その内容について、個々の委員から意見を頂くという手法を取っている。その発言が正しいとか間違っているということはない。委員の皆さんが思っていたことを率直に発言いただければよい。意見によっては、同じ事業でも真反対の意見が出ていることもある。市はそういう様々ないただいた意見を踏まえ、市としてどういう方向性で進めるかを経営者会議で諮る手法となっている。

(委員長)

ありがとうございます。かなり盛りだくさんな内容だと思う。これまでの説明で分からない所、聞き漏らした事、質問等があればお聞きしたい。

(委員)

よろしいか。説明にあった人工数には何か定義があるのか。一つの業務を遂行するに当たり1人が担当するという言い方、もう少し分かりやすく言っていたきたい。

(事務局)

1年間に1人が事業に携わった場合、この行政評価では1人工と定義している。例えば年間2つの事業を1人が並行して受け持っていれば、0.5人工、0.5人工（合わせて1人工）となる。事業によっては4人、5人が携わるものもあり、それぞれの配分を集めて0.35人工となることもある。人工数は小数点第2位までの表現としている。大雑把に言えば、ある課の全ての事業の人工数を合計すれば、ほぼその課の課員数になる割振りとしている。

(委員)

ありがとうございました。

(4) 検討事項

①平成29年度評価事務事業の確認（選定）について

(事務局)

事前に配布している資料、平成28年度施策評価を基に説明する。今はまだこの形で運用をしていないのだが、今後施策を推進するに当たり、この形態でまとめはどうかという、たたき台のような形で作成した。

作成方法については、まず第2次伊予市総合計画に出ている5つの基本目標にぶら下がった24の基本施策を順に並べている。それぞれの施策の基本方針は

総合計画からの抜粋である。市民満足度調査結果という欄は未実施と記入しており、これは市役所が何年かに一度実施している市民満足度調査結果をグラフ化し、経年による可視化を行う予定としている。「取組の方針と主要な事業」「成果指標の分析」に掲げている項目についても総合計画で定められている指標であり、前者は策定時の平成27年度実績数値と10年度の目標数値を掲げている。現在途中経過の数値が入っていない状態ではあるが、今後経年の実績値を埋めていくことにより、10年後の目標に向かって施策を推進していることを可視化することを想定している。後者に関しては、現在の進捗状況、達成状況を把握・分析し、今後施策を推進するに当たり、どういう事業を重点的に進めていくか記載するように考えている。この施策管理を施策評価と言ってよいかどうかは分かりかねるものの、一定の成果は見えてくるのではないかと考えている。施策ごとにある最後の表が、基本施策を推進するために構成する事務事業の一覧となっている。これは厳密に分類したものではなく、各課の事務事業担当者がそれぞれの事業について、総合計画のどの基本目標、どの施策にぶら下がっているという形で分類したもののうち、評価対象外事業を除いた評価事業だけを羅列している。

今回この冊子を作成した後、まず所属課長に対し、所属課が含まれている施策のページがあれば、その中から課として重要と思われる事業を1つないし2つ選ぶよう依頼した。施策によっては重要でない事業で構成されている場合もあるが、必ず選んでもらうこととした。次に二次判定者（副市長、部長、教育委員会事務局長）に集ってもらい、その選ばれた重要な事業の中から、特に重要と思われる事業を選択したということである。これを24施策全てに関し抽出した。1施策のみ1事業に絞れないということがあり2事業選択しているものがあり、合計25事業が選択されている。所属課別に見てみると、かなり広範な課（15課）から上がっていることが分かる。

次に本日現在の行政評価実施状況を説明する。28年度の事務事業は合計で600事業であった。そのうち400事業が評価事業、200事業が評価対象外事業であった。この評価対象外事業というのは、例えば国から定めたもので市が受託している事業、これは国からお願いされたことを淡々と遂行するだけであり、評価に馴染まないため省くとか、各課にある一般事務という名称、日々業務をするために必要な消耗品の購入や手紙・はがきを出すときの郵送料、そういった出費をまとめたもの、当然無駄遣いはできないにせよ、それそのものを評価するのは難しいため省くとか、そういう意見を付加して評価対象外としているものがある。したがって、それぞれの施策の評価シートを合計した400事業が昨年

度の評価対象事業ということとなる。この400事業に関して、自己判定、一次判定は全て完了しており、その内容を現在意見公募で出している状態である。二次判定は323事業が完了しており、進捗率は80.75%、約4/5が終わっている。この状況で外部評価の対象事業は、先ほどの総合計画の基本施策を推進するに当たり、特に重要な事業として25事業。それから低評価を含む継続事業が5事業、そして事業の縮小と判断し意見を伺いたいという事業が2事業ある。これらの合計が32事業になる。既に廃止または廃止が決まっている事業（12事業）は後ほど説明する。この32事業を審議日程案で割り振ると3週間後の水曜日から2週おきに5回の委員会を考えている。施策順ですべきところではあるものの、会の開催を夜間に予定していること、各課から説明を求めることから、なるべく課単位でまとめた形で進めさせていただきたいと考えている。

評価を進めるに当たり、委員の皆さまからこの事業も見せてほしいというものがあれば追加は可能である。

(委員長)

事務局から本年度の評価事務事業の選定というか確認があった。この点について委員の皆さまからのご意見はあるだろうか。

(事務局)

補足をよろしいか。今までこの行政評価委員会で評価する事業というのは、事務局で一定の条件を付した事務事業を提示した上で、委員の皆さんからこの事業は見てみたいという形で選定していた経緯がある。ただ昨年度の事業選定をする会を開いた際の意見として、市が進めていくべき事業というのは必ずあるだろう。特に総合計画を作っているのなら、それぞれの項目で大事な事業は必ずあるだろうから、それに沿って市が提示すべきだ。そういった意見があったことから、今回は市が全て選択させていただいたという経緯がある。

(委員長)

ということである。なおこうした方が良いという意見があれば、自由にお問い合わせと思う。意見がないようであれば次の検討事項に移る。

②廃止事業と判断された事業について

(事務局)

先ほどの行政評価の実施状況について、二次判定がまだ70事業ほど終わっていないので、いくつか事業が付加される可能性はあるのだが、現時点で32事業になっている。既に廃止または廃止が決まっている事業については、今までも既に廃止が決まっている事業なら、諮っても特に建設的な意見は出ないという

こともあり、報告のみで進めさせていただいている。今回どの日程に組み込めば良いか考えていたのだが、比較的余裕のある今回にどのようなシートが作成され、どういった説明がなされるかということも含め、事務局で事業の全てを把握しているわけではないが、今回12事業の報告をさせていただきたいと思う。事業シートをお見せするのは初めてのことであり、今日渡されたばかりで意見もなかなか出ないということもあろうかと思う。後ほど意見が出てくることもあろうかと思う。そういったものは、後日あるいは次回の委員会の冒頭でも結構なので発言いただければと思う。それでは配布した冊子に基づき報告を行う。廃止事業と判断された事業は12事業であり、ほぼ全てが統合、事業廃止、事業の完了によるもののいずれかとなっている。

No. 1 子育て支援ホームヘルプサービス事業（子育て支援課）

乳幼児を有する家庭で、家庭が病気等により日常生活に支障を来している世帯に対して、伊予市社協のヘルパーを家庭に派遣し、食事等の世話、衣類の洗濯、清掃、買い物の援助を有料で行う事業である。本市の子育てガイドブックにも制度内容を掲載し周知に努めている。直接事業費は31万6千円、全て委託である。利用実績は昨年度1人であった。一次判定における事業の方向性、所属長が書いているとおり、母子健康包括支援センター事業という別枠の新規事業が行われ、その中で同様の取組が実施できることから事業を廃止するものである。

No. 2 介護予防施設送迎サービス事業（長寿介護課）

事業の対象は、中山老人憩の家、唐川ふれあいプラザ、上灘老人憩の家の利用者である。休息する場所であったりお風呂のサービスがあったり、そういう施設への送迎を行うサービス事業である。活動実績にあるとおり、中山には年間2/3ほど、上灘には年間の約1/3が運行しており、かなりの人数が利用している。唐川については、準備はしているものの実際の利用者はいない。自己判定、一次判定にあるとおり、中山、双海地区はデマンドタクシー、本庁地区はコミュニティバスによる新たな交通手段が確保されたことから、次年度は事業廃止することとなっている。

No. 3 （介保）介護予防二次予防対象者施策事業（長寿介護課）

事務事業名の前にかっこを付けている事業がある。これは特別会計事業といって、ある事業に特化した際、その事業費が大幅に市の財政に関わらないよう、特別な項目については別枠で事業を行っているものがある。これは介護保険特別会計という中で行っている事業である。

事業は、介護保険利用の一步手前の方、将来的には要支援、要介護認定という介護保険法に基づく支援が必要となる可能性のある65歳以上の高齢者を対象にして、通所型介護予防事業の把握方法を見直し、対象者の介護予防につながるにより、状態の悪化を予防することとなっている。参加者は増加傾向にあるものの、次年度から総合事業という形で統合するというこゝで、介護予防二次予防対象者施策事業という名称での事業は終了するというこゝである。

No. 4 (介保) 介護予防一次予防対象者施策事業 (長寿介護課)

事業の対象は第1号被保険者及び支援のための活動に関わる者ということで、内容が分かりにくいと思う。第1号被保険者というのは65歳以上の高齢者であり、その支援のための活動に関わる者というのは、65歳以上の高齢者の日常生活に携わる者、つまりご家族の方やご近所の方、そういう広い範囲を対象としている。地域において自主的な介護予防に資する活動を広く実施し、地域の高齢者が自主的にその活動に参加し、介護予防に向けた取組が実施されるよう、地域社会を構築するというのが事業の目的となっている。いわば健康づくりの高齢者版という形で考えていただくと分かりやすいと思う。こちらについても先ほどの二次予防と同様、総合事業開始によりこの一次予防という名称での事業は終了するというこゝである。

No. 5 健康啓発事業 (市民課)

事業の対象が市民の健康となっており分かりにくいと思う。目的は健康に対する意識を高め、自分の健康は自分で守ることである。事業の内容は伊予市健康づくりフォーラムの開催であり、昨年度の実績は参加人数100名である。自己判定にあるとおり、同様の事業を複数課で実施している現状があることから、今後は市民福祉部として市民が必要としている事業を検討することとし、今年度を持って事業を廃止するというこゝである。

No. 6 特産品販売促進事業 (経済雇用戦略課)

特産品販売による販路拡大と地域の魅力発信により、知名度向上を図ることが事業の役割であり、具体的には伊予市の特産品販売促進のため、ジョープラ(松山市朝生田の集客施設)にアンテナショップを開設し、販売促進に努める事業である。実績については、入り込み客数は若干減っているものの、売上は昨年度の実績を上回る24,631千円となっている。自己判定では売上が伸びているという成果、一次判定では情報発信の拠点としてアンテナショップを設置しており、昨年度に比べて売上は伸びているものの、費用対効果から事業縮小と判断するとある。二次判定では事業廃止が決定していると、それぞれ異なった見解に見えるのだが、所属長の課題認識にあるとおり、運営を委託していた有

限会社栗の里なかやまが平成29年1月に株式会社プロシーズに吸収合併されたことに伴い、今後大幅な増益が見込めない、アンテナショップの運営についても検討していく必要があると記載がある。このシートの表現には出てきていないのだが、アンテナショップのテナント料を今までは市が出していたという経緯がある。その上で店を出して収益は持って帰るということであったのだが、市としてアンテナショップにだけお金をかけているというのは公平性の観点から不公平感があるということで、その費用負担を合併したプロシーズが自主事業としてお金を払い続けるというのであれば事業は継続いただいてもおかしくない、ただ市としてテナント料を払い続けることはしないということで、市の事業としては廃止するというのが二次判定者の判断である。

No. 7 えひめいやしの南予博事業（経済雇用戦略課）

本事業の役割は、広域的な観光ルートの整備、観光宣伝などに注力するとともに、受入体制の充実を図るというものであり、昨年行われた、えひめいやしの南予博に関する観光宣伝、イベント等を実施し、入込客数の増加に努めた事業である。実績の入込客数は5万8千人であるものの、自己判定者の課題にあるとおり、地方局の管轄が異なること、南予9市町と中予1市では温度差があったため、今後は南予でなく中予圏内での連携を行っていくということである。また一次判定者の事業の方向性で南予の入口ということでえひめいやしの南予博実行委員会に参加したけれど、事業終了に伴う実行委員会解散のため事業廃止と判断するというものである。

No. 8 （浄化）設置事業（下水道課）

浄化槽特別会計である。この事業は中山・双海地区で合併処理浄化槽の整備、新設の希望がある場合、市が中心となり合併処理浄化槽本体を設置し、維持管理を行う事業である。昨年度の課題に対する具体的な改善策で、市設置事業と個人設置型の2事業の整備を行っていたが、市町合併後10年となり、地域の格差をなくすために個人設置型事業への一本化を図ることになったことから事業廃止となった。一次判定にあるとおり、伊予市内の浄化槽整備を平等化するために事業の廃止を判断するということであり、課題認識で汚水処理には有効な手段であるが、過疎・高齢化の中、数年で使用中止する浄化槽が増加することが予想され、利用効果が喪失する懸念があるため、平成28年度で廃止に至ったということである。こちらは浄化槽を設置する際、想定人数に基づいた浄化槽の大きさを設置する必要がある、例えば20人槽という大きな浄化槽を作ったとしても、そこに住んでいる人が5人になり4人になり、となっても20人槽は市が管理しないといけないため、費用負担がどんどんかさんでいくという問

題があった。個人設置であれば個人の責任での設置であり、個人が管理することになるので、市の持ち出しがないということで、そういう個人設置型に移行している事情がある。

No. 9 小学校外構工事設計事業（学校教育課）

事業の対象は中山学校給食センター、中山小学校の外構と渡り廊下となっている。学校給食センターが大平地区に統合されたことから、廃止となる中山学校給食センターの施設を解体する。そして学校施設の整備を実施することで、生徒の利便性や教育環境の改善を図るのが目的である。成果指標の進捗率で考えると、事務事業名が設計事業であり、外構の設計が完了したことから、完了による廃止という判断がなされている。

No. 10 学校給食運営事業（学校給食センター）

事業の対象が伊予地区小中学校の児童、生徒である。その地区の小中学校生徒に食生活の改善に寄与する学校給食を提供する目的で、事業が行われていた。伊予地区では、各校で給食を提供していたのだが、昨年9月に学校給食センターが統合されたことにより、各校の給食運営事業は終わったということで、廃止という判断がなされている。

No. 11 給食センター運営事業（学校給食センター）

これは旧来から、中山地区に1給食センター、双海地区に1給食センターの2給食センターで運営をしていたのだが、先ほどと同様、9月に学校給食センターの整備が完了し、そちらに統合されたことから事業廃止という判断である。

No. 12 学校給食センター整備事業（学校給食センター）

こちらは先ほど来申し上げていた学校給食センターの整備を行うという事業であり、昨年度工事が既に完了し、2学期から給食提供を行うことになったことから、整備事業そのものが完了したことによる廃止となっている。

(事務局)

これら12事業は、統合や新たな事業としての再編、完了による廃止がほとんどであったかと思う。実際の評価の場面においては、各課の担当課が説明を行い、皆さんの疑問に対してお答えをするということで進めたいと考えている。

(委員長)

ありがとうございました。具体的なイメージが湧いてきたのではないかと思います。こういうやり取りが行われることとなる。硬軟織り交ぜてというか、我々は外部評価のためにいるわけなので、どんなことであろうと疑問に思ったこ

と、おかしいと感じられたことについては、担当課が同席しているので、その都度、遠慮なく、厳しい指摘をしていただければと思う。今までこの委員会の席上に来られた担当課の皆さんは、議会よりも厳しいと受け止められた節があるのではないかと思うくらいである。その議会事務も評価の対象になる。今までではそうやって振る舞ってきたということである。

(5) 今後の委員会日程

(事務局)

本日、第1回の行政評価委員会が開かれ、委嘱状の交付や行政評価制度の説明を行ったということである。次回からいよいよ外部評価という調査審議が始まるということで、審議回数は5回を予定している。予備も含め、10月下旬までに大体2週間から3週間に1回のペースで計8回の委員会を行う予定で考えている。会議はおおむねではあるが2時間から3時間を予定している。10月下旬には外部評価の内容が確定し、11月上旬に市長をトップとした経営者会議により、昨年度事務事業の最終判断を行うことと考えている。12月には議会への報告を行うということである。

こちらの開催日については、昨年度の行政評価委員会の開催時期と照らし合わせ、勝手ながら事務局で作成したものであるので、委員の皆さんのご意見を伺いながら変更を加えていただければと思う。開催時間は本日と同じ18時30分から、場所はこの会場（市庁舎4階大会議室）を原則として使いたいと考えている。

(委員長)

ありがとうございました。第2回目が3週間後の7月26日（水）、第3回が8月9日（水）とある。どうしても都合が悪いところは微調整をする必要があるかと思う。問題がなければこれで進めさせていただければと思うのだが、いかがだろうか。

(委員)

個人的に8月23日（水）辺り、8月一杯は予定が入っているので来られない。

(事務局)

前週あるいは後週にシフトする方法もあるのだが、8月一杯は難しいということであるので後へはずらせない。1週間早くなるとお盆時期に入ってくるので、この回に関しては欠席者があるものの、予定どおりの開催でお願いしたい。

(委員長)

よろしいか。では委員の欠席はあるものの、8月23日は予定どおりということではよろしいか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

事務局で予定されたものでいくと、次回は7月26日（水）、3回目は8月9日（水）、いずれも18時30分からということである。予定を入れておいていただければと思う。

(6) その他

(事務局)

事務局からよろしいか。ただ今審議日程を確認いただいた。各回については、先ほど割り振った事業に基づいて評価を進めていただきたい。次回第2回（7月26日）は3週ほど空くので、第2回の資料について事前送付を考えているのだが、1週間ほど時間をいただいて発送したいと思う。

外部評価の手法について、従来どおりであれば、担当課からの説明の後、各委員からご意見をいただくという方法でさせていただいている。特に意見がないという場合であれば、意見がないということで結構である。ほかの委員と意見が重なるということも当然ある。その辺りあまり硬くお考えにならず見ていただければと思う。

もう一点、会議の公開に関してである。伊予市基本条例で審議会の会議及び会議録は原則公開しなければならないということがあるので、次回からの委員会開催はホームページにて案内を行い、委員会を傍聴したいという方がおられた場合は許可をさせていただければと考えている。また今回も含め、委員会の会議録は公開とさせていただければと思う。公開に当たっては、委員長の発言は「委員長」と表現し、ほかの委員の発言は「委員」ということで作成をしている。なるべく次の会にて前回の会議録を確認いただき、その後ホームページに掲載するという形式を取っており、本年度もその形で進めていきたいと思う。

なお、次回の委員会について、最初に未来づくり戦略室の事業としている。初めての委員もおられる中、先ほど来説明申し上げた事業シートの内容や質問の当たり方など、僭越ながら当室の事業を一番としている。そこで流れをつかんでいただいて、次の事業に当たっていただく予定としている。また会議録等の話があり、なぜこの狭い部屋でマイクを使うかというと、実は音声録音、議事録発行のために、わざと発言の際にはマイクを使用いただくことをご了解い

ただきたい。以上である。

(委員長)

ありがとうございました。各委員の発言は、私の方で順番にお願いしますということで、その都度マイクを回すこととする。後は時間が読めないところが一杯あり、先ほど事務局からも2時間か3時間になるという話であったのだが、18時30分から始めて3時間経つと21時30分である。私もいろんな自治体のいろんな会議を経験しているのだが、多分これも伊予市のオリジナルなものだと思う。逆に言うと、ほかの自治体はどうか知らないのだが、伊予市の行政評価委員会ではお茶を濁していないということは、その都度委員から発言していただけると、それはホームページなりなんなりに反映されるということであるので、そのつもりで対処いただければと思う。

以上のほかに審議しておきたい事項があれば、この際お出しただければと思う。あらかじめ事務局からアナウンスいただいたのだが、会議録の公開は従来どおりになろうと思うし、進め方も今までどおりとしたい。そうしないと担当課の皆さんも面食らうだろう。

(委員)

よろしいか。昨年度の評価対象となる事業が400事業とのことであるが、400事業の一覧はあるのだろうか。先ほどの廃止の中でも、ほかの課で同様の事業をしているから廃止というのも一つあったと思う。項目を並べたとしても内容に難解な部分もあって事業が分からないかもしれないが、せめてほかの課が同じようなことをやっていないか、400事業をリストアップしていただいたら、その一覧表を見てダブリはないかなという程度は分かると思う。できているならば、次回配っていただければと思う。

(事務局)

先ほどの資料、「28年度の施策事業」が施策ごとにぶら下がっており、この事業の合計が400事業である。事業名と決算額だけなので、事業名と決算額だけなので、なかなかここから類推するのは難しいとは思っているのだが。

(委員)

なるほど。これが全部で、これを足せば400事業ということだな。ぶら下がっているのは大体同種の分がぶら下がっているのだから、これを見たらと分かる。分かった。それで十分である。

(委員)

関連してよろしいか。この資料を初めて見て、今みたいな見方ができていいなと思ったし、第2次総合計画との関連もすごく分かっているなと思って拝見

していたのだが、先ほど説明いただいた位置付けが十分理解できなかった。たたき台として用意されたという感じの位置付けなのだろうか。

(事務局)

前期の行政評価委員会において、施策に基づいた評価をすべきであろうという意見があった。その際、どのような形で所属長らに示せばよいのか考えると、やはり総合計画に基づくのが本来であるべきだろうということで、まずは総合計画の内容を転記した。そうすると、事務事業評価においては、一応担当者がどの基本目標、どの基本施策の下にぶら下がるのか選択しているので、それぞれの基本施策にぶら下げておいて、そこから重要事業を選んでいくというツールとして使ったのだが、今後はこの資料を伊予市の施策評価に昇華させていくことによって、実際の総合計画を進捗させていこうと考えている。これを市民に公開すれば、総合計画の進捗も市民に伝わりやすくなると思うし、それぞれの事業の詳しい内容が知りたければ事務事業評価を見れば分かるということになる。そういう相互的に活用するため、今回は各課から施策に沿った重要事業を選んでもらうツールとして作ったのだが、今後は部長、課長を中心に施策評価というレベルに持って行きたいと考えている。

(委員長)

よろしいだろうか。ほかに何もなければ、以上で議事を終了する。
長時間ご協力ありがとうございました。